

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 3 年 3 月 25 日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

- 1 契約の概要
磯子ポンプ場処理水再利用送水管緊急応急措置工事
- 2 履行（納品）場所
磯子区新磯子町 37-2
- 3 契約日
令和 3 年 2 月 5 日
- 4 履行日又は履行期間
令和 3 年 2 月 5 日から令和 3 年 3 月 25 日まで
- 5 契約金額
¥2,750,000.- (うち消費税及び地方消費税額 ¥250,000.-)
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
名称 宮本土木株式会社 代表取締役 其田 和之
所在 横浜市磯子区田中 2-21-19
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
本工事の対象となる処理水再利用送水管は、磯子ポンプ場にある汚水・雨水排水ポンプの潤滑水及び沈砂池の除塵機・揚砂機等の洗浄水として必要な過水を南部水再生センターから送水する公道下の埋設配管です。
本配管からの漏水により、道路上にろ過水が溢れ出すとともに地中の空洞化による道路陥没の危険があり、車両の運行に多大な支障を来たす恐れがあるため緊急に修理する必要があります。
上記の理由により、本工事を緊急に施工できる体制を有している業者と随意契約を行いました。
- 8 契約の相手方の選定理由
宮本土木株式会社は、現場近くの磯子土木管内で施工中の事業者で、早期の対応が可能であり、施工能力を有した事業者です。
したがって、本工事を緊急に施工できる体制を有している宮本土木株式会社と随意契約を行いました。
- 9 所管課
環境創造局 下水道施設部 南部水再生センター